

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	油汚れ洗剤 強力多用途 除菌
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
推奨用途	工業用一般
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。
整理番号	M260825

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性	油皮膚腐食性／刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2A 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害のおそれ

注意書き

H401 水生生物に毒性

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置	皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。 (P302+P352) 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 (P305+P351+P338) ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313) 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) 特別な処置が必要である。(P321) 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313) 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
保管 廃棄	施錠して保管すること。(P405) 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	3.0%	不明	(3)-1884,(3)-1906,(3)-1949	既存	25155-30-0
ラウレス硫酸ナトリウム	2.0%	不明	不明	不明	9004-82-4
非イオン界面活性剤	非公開	不明	不明	不明	非公開
ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド	1.8%	不明	不明	不明	68603-42-9
エタノール	2.0～5.0%	CH ₃ CH ₂ OH	(2)-202	既存	64-17-5
アルカリ剤	1.0%未満	不明	不明	不明	非公開
キレート剤	1.0%未満	不明	不明	不明	非公開
水	バランス	H ₂ O	不明	不明	7732-18-5

4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

眼に入った場合

特別な処置が必要である。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合	眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。 口をすすぐこと。 飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
5. 火災時の措置 適切な消火剤 使ってはならない消火剤 火災時の特有の危険有害性 特有の消火方法	この製品自体は、燃焼しない。 情報なし 燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。 消火作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材	作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 少量の場合、吸着剤(土・砂など)で吸着させ取り除いた後、残りを大量の水で洗い流す。 盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。 必要があれば希塩酸、希硫酸などで中和する。 中和の際は、発熱、発煙などに注意する。 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。 漏出物の上をむやみに歩かない。
二次災害の防止策	
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 取扱い後はよく手を洗うこと。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
	安全取扱注意事項

保管	接触回避 安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。
----	-----------------	---

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	未設定	未設定	未設定
ラウレス硫酸ナトリウム	未設定	未設定	未設定
ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド	未設定	未設定	未設定
エタノール	未設定	未設定	設定あり
水	未設定	未設定	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	未設定	未設定
ラウレス硫酸ナトリウム	未設定	未設定
ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド	未設定	未設定
エタノール	未設定	未設定
水	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	手の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。
	眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	液体
色	無色または有色
臭い	原料臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 下限界／可燃限界	データなし
	上限
引火点	データなし
自然発火点	引火せず
	データなし

分解温度	データなし
pH	11.0～12.0(1%水溶液)
動粘性率	データなし
溶解度	水に可溶
n-オクタノール／水分配 係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	反応性の危険性は予想されない。
化学的安定性	通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	通常の条件下ではなし
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	水、塩基、重金属塩、還元剤、有機物、引火性物質、 可燃性物質を避ける。
危険有害な分解生成物	炭素酸化物。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が12346.7230444mg/kgのため区分 に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた め、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当し ないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた め、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が50000ppm超のため区分に該当し ないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた め、区分に該当しないから分類できないに変更。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分に該当しな いとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた め、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		10×(区分1+1A+1B+1C)+区分2の成分合計が14.8%の ため、区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		10×(眼区分1+皮膚区分1)+眼区分2Aの成分合計が 11%のため、区分2Aとした。
呼吸器感作性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含 有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた め、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚感作性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含 有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた め、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖細胞変異原性		区分2の成分が1.8%のため、区分2とした。
発がん性		区分1Aの成分が3%のため、区分1Aとした。
生殖毒性		(生殖毒性)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1Aの成分が3%のため、区分1Aとした。 (生殖毒性・授乳影響) 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 ※区分2(消化器系)は2%含まれる。 区分1(肝臓)の成分が3%のため、区分2(肝臓)とした。		
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	※区分2(中枢神経系)は3%含まれる。 ※区分2(肝臓)は1.8%含まれる。 ※区分2(甲状腺)は1.8%含まれる。 ※区分2(腎臓)は1.8%含まれる。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。		
誤えん有害性			
12. 環境影響情報			
水生環境有害性 短期(急性)	(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が32%のため、区分2とした。		
水生環境有害性 長期(慢性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が20%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。		
生態毒性 残留性・分解性 生体蓄積性 土壤中の移動性 オゾン層への有害性	データなし データなし データなし データなし データ不足のため分類できない。		
13. 廃棄上の注意			
残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。		
汚染容器及び包装	内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。		
14. 輸送上の注意			
国際規制	<table> <tr> <td data-bbox="496 1668 715 1910">海上規制情報 Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code</td> <td data-bbox="743 1668 898 1765"> 非該当 Not applicable Not applicable </td> </tr> </table>	海上規制情報 Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	非該当 Not applicable Not applicable
海上規制情報 Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	非該当 Not applicable Not applicable		
国内規制	<table> <tr> <td data-bbox="496 1944 655 2074">航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質</td> <td data-bbox="743 1944 986 2074"> 非該当 消防法の規定に従う。 非該当 非該当 </td> </tr> </table>	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質	非該当 消防法の規定に従う。 非該当 非該当
航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質	非該当 消防法の規定に従う。 非該当 非該当		

MARPOL 73/78 附 属書II 及びIBC コー ドによるばら積み輸 送される液体物質	非該当
航空規制情報	非該当
緊急時応急措置指針番号	なし

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

エタノール

ドデシルベンゼンスルホン酸のアンモニウム塩及びナトリウム塩

ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム

N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)(ココアミド)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

エタノール(安衛則別表第2の番号:205)(5%未満)(営業秘密)

ドデシルベンゼンスルホン酸のアンモニウム塩及びナトリウム塩(安衛則別表第2の番号:1323)(5%未満)(営業秘密)

ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム(安衛則別表第2の番号:1955)(5%未満)(営業秘密)

N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)(ココアミド)(安衛則別表第2の番号:1610)(5%未満)(営業秘密)

腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)

労働安全衛生法(表示・通知対象物質、がん原性物質、皮膚等障害化学物質等)(令和9年施行分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

エタノール

ドデシルベンゼンスルホン酸のアンモニウム塩及びナトリウム塩

ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム

N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)(ココアミド)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

エタノール(安衛則別表第2の番号:205)(5%未満)(営業秘密)

ドデシルベンゼンスルホン酸のアンモニウム塩及びナトリウム塩(安衛則別表第2の番号:1323)(5%未満)(営業秘密)

ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム(安衛則別表第2の番号:1955)(5%未満)(営業秘密)

労働安全衛生法（表示・通知対象物質）（令和10年施行分）

N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)（ココアミド）
（安衛則別表第2の番号:1610）（5%未満）（営業秘密）

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2）

エタノール

ドデシルベンゼンスルホン酸のアンモニウム塩及びナトリウム塩

ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム

N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)（ココアミド）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2）

エタノール（安衛則別表第2の番号:205）（5%未満）（営業秘密）

ドデシルベンゼンスルホン酸のアンモニウム塩及びナトリウム塩（安衛則別表第2の番号:1323）
（5%未満）（営業秘密）

ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム（安衛則別表第2の番号:1955）
（5%未満）（営業秘密）

N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)（ココアミド）
（安衛則別表第2の番号:1610）（5%未満）（営業秘密）

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）

非該当

第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）

ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム（管理番号:409）（2.0%）

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）（管理番号:30）（3.0%）

N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。）、（Z）-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び（9Z, 12Z）-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物（管理番号:707）（1.8%）

化審法
消防法
水質汚濁防止法
大気汚染防止法

優先評価化学物質（法第2条第5項）

非危険物

指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）

揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）

油性混合物（施行規則第2条の2）

有害でない物質（施行令別表第1の2）

有害液体物質（X類物質）・油性混合物（施行令別表第1第1号イ（81））

有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）

有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）

海洋汚染防止法

外国為替及び外国貿易法

有害液体物質(Y類同等の物質)(環境省告示第148号第2号)

輸出許可貨物・補完品目(キャッチオール規制)(法第48条第1項、輸出令第1条別表第1の16の項(2))

輸出貿易管理令別表第1の16の項

輸出許可貨物・補完品目(キャッチオール規制)(法第48条第1項、輸出令第1条別表第1の16の項(2))

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)

水道法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

化学兵器禁止法

有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)

16. その他の情報

連絡先

項目1に記載

参考文献

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

化学品ドキュメント管理プラットフォーム(CDPF) SDS作成システム「ChemValue.AUTHOR」により作成

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。

また、注意事項は通常の実施を前提としたものでありますので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。